



伯耆町告示第47号

公 告

公募型プロポーザルを行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年4月20日

伯耆町長 小 澤 敦 彦



| | | | |
|--------------------|---|---|---------------|
| 発注業務 | 業 務 名 | 令和8年度伯耆町複合機更新業務 | |
| | 業務施行場所 | 西伯郡伯耆町吉長37番地3ほか | |
| | 業務内容及び規模 | 複合機15台の更新ほか一式 | |
| | 期 間 | 令和8年6月22日から令和8年12月28日まで | |
| | 発注機関 | 伯耆町 | |
| 提案参加者の資格 | <p>提案参加者は、次に掲げる要件のすべてを具備していなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 2 鳥取県内に本社（本店）、支社（支店）または営業所を有する者であること。 3 公告に定める当該プレゼンテーション日が、伯耆町長から指名停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、指名業者に選定しないこととする措置をいう。）を受けた期間に含まれていないこと。 4 公告を行う日から当該プレゼンテーション日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。 5 技術的要件 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和7～令和9年度の指名願いを伯耆町に提出している事業者であること。 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。 7 役員等が暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。 8 他の参加者と次のいずれかの関係にある者でないこと。当該関係を有すると判明した場合、発注機関はその旨を当該関係を有する者に通知するものとする。なお、当該関係にある者の入札は、無効とする。ただし、当該業務の契約に至るまでに当該関係にあることが判明し、当該関係にある者のうち、一者を除くすべての者が参加を辞退した場合には、当該企画提案を辞退しなかった者の企画提案は無効としないものとする。 <ol style="list-style-type: none"> ア 一の参加者（その代表取締役を含む。以下同じ。）が他の参加者の議決権保有者（その会社の総株主又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権を保有する者をいう。以下同じ。）である関係 イ 一の参加者和其他の入札者が、同一の会社の議決権保有者である関係 ウ 一の参加者の代表取締役（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を含む。以下同じ）が他の参加者の代表取締役を兼ねている関係 エ その他アからウまでの関係に準ずる関係 | | |
| 企画提案参加方法 | 企画提案書類、見積書及び提出部数 | 企画提案書 10部(PDFデータも提出すること) 見積書（様式2） 1部 | |
| | 提案書類等提出場所、提出期間及び提出方法 | 住所 | 西伯郡伯耆町吉長37番地3 |
| | | 電話 | 0859-68-3113 |
| 様式の交付場所、交付期間及び交付方法 | 住所 | 西伯郡伯耆町吉長37番地3 | |
| | 電話 | 0859-68-3113 | |
| | | 公告の日から令和8年5月11日までの間の各日（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に提出する。 | |
| | | 公告の日から提案書類の提出期間の末日までの間の各日（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、伯耆町公式ウェブサイトに掲載するとともに、希望者に直接交付する。 | |

| | | | | |
|-------------------|-------------------|--|----|---------------|
| 選定 手続 | 実施方式 | 公募型プロポーザル方式 | | |
| | 質問提出期限、提出先及び回答方法等 | 1 質問提出期限：令和8年4月27日午後5時までに質問書（様式1）で行うこと。 2 提出先：伯耆町企画課町づくり推進室 3 回答方法等：令和8年4月30日午後1時までに伯耆町公式ウェブサイトに掲示する。 | | |
| | 選定方法 | 企画提案参加者から提案を受け、評価基準に基づいて審査を行い、総合的に最も優れた内容の提案を行った事業者を受託候補者とする。 | | |
| | 選定結果の通知 | 提案書類等の提出者すべてに通知を行う。 | | |
| | 郵便等による提出の可否 | 可とする（期日必着） | | |
| | 契約保証金 | 契約保証金は、次のとおりとする。 契約金額の100分の10以上の金額 ただし伯耆町財務規則第147条第4項に該当する場合は免除する | | |
| 契約書作成の要否 | | 要 | | |
| 業務関係図書の閲覧期間及び閲覧場所 | | 公告の日から入札の日までの間の各日（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、伯耆町公式ウェブサイトに掲載するとともに、希望者に直接交付する。 | | |
| | | 伯耆町企画課町づくり推進室 | 住所 | 西伯郡伯耆町吉長37番地3 |
| | | | 電話 | 0859-68-3113 |
| 現場説明の日時及びその場所 | | 現場説明は実施しない。 | | |
| 問合せ先 | 入札手続等 | 伯耆町企画課町づくり推進室 | 住所 | 西伯郡伯耆町吉長37番地3 |
| | | | 電話 | 0859-68-3113 |
| | 技術的事項 | 伯耆町企画課町づくり推進室 | 住所 | 西伯郡伯耆町吉長37番地3 |
| | | | 電話 | 0859-68-3113 |
| その他 | | 1 提案参加資格のない者のした提案、提案者に求められる義務を履行しなかった者のした提案及び会計規則、この公告又は実施要領及び仕様書に違反した入札は、無効とする。 2 本企画提案による物品購入契約の締結は、伯耆町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年条例第51号）第3条の規定に基づき、議会の議決を要するため、事業者決定後に仮契約を締結し、議会の議決後に本契約を締結する。ただし、議会の議決を得ることができなかった場合は、本契約を締結しないものとする。 | | |